

7月下旬に新しい被保険者証を送付します

被保険者証 被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月下旬に新しい被保険者証を送付しますので、8月1日から新しい被保険者証を医療機関の窓口で提示してください。

保険料の納付状況によっては、有効期限が短い保険証(短期被保険者証)を送付することがあります。納付が困難な事情がある場合は早めにご相談ください。

一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の平成21年中の所得から算出された平成22年度の住民税課税所得と平成21年(1月～7月は平成20年)中の収入をもとに計算されています。なお、世帯状況の異動や所得の更正などにより、随時変更されることがあります。

医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額など

区分	一部負担金の割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代の標準負担額(1食当たり)	該当条件
		個人単位 [外来]	世帯単位 [入院含む]		
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [44,400円]※1	260円	同一世帯に住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の人(住民税課税所得145万円以上でも収入が一定の金額に満たない人※3は、市担当窓口申請することにより「一般」の区分となります。 ※対象となる可能性がある人には申請書を送付しています。
一般		12,000円	44,400円		「現役並み所得者」、「低所得Ⅱ」、「低所得Ⅰ」以外の人
低所得者	1割	8,000円	24,600円	210円 [160円]※2	世帯員全員が住民税非課税 「低所得Ⅰ」以外の人 ・各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円になる人 ・老齢福祉年金の受給者
				100円	

※1 []内は過去12か月以内にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目からの額

※2 []内は過去12か月の入院日数が90日を超える場合、91日目からの額(申請が必要)

※3 ○同一世帯に被保険者が一人の場合の基準額…被保険者の収入383万円

○同一世帯に被保険者が一人で70歳以上75歳未満の人がいる場合の基準額…被保険者と70歳以上75歳未満の人全員の収入合計520万円

○同一世帯に被保険者が複数いる場合の基準額…被保険者全員の収入合計520万円

限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯員全員が住民税非課税(表の区分で低所得Ⅰ・Ⅱに該当)の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、入院の際に医療機関で支払う一部負担金が表の世帯単位欄の限度額となり、入院時の食事代も減額になります。

認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる人には、新しい減額認定証を被保険者証と一緒に送付する予定です。世帯員全員が住民税非課税の人で認定証の申請をしていない場合は、市役所市民課又は各支所の担当窓口申請してください。

■問い合わせ先 市役所市民課 ☎ 672 - 6120 / 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎ 078 - 326 - 2021